

起業家コミュニティ形成業務仕様書

1 業務名

起業家コミュニティ形成業務委託

2 業務の目的

若者等の起業を目指す人、起業して間もない人、第二創業を行おうとする人などが市内で起業しやすい環境を構築するため、起業家同士、あるいは地域住民、地域団体とのコミュニティを形成するとともに、市内に起業家コミュニティの場の定着を目指す。

3 業務の内容

各業務の内容は、以下のとおりとし、実施にあつては、事前に委託者と協議すること。

(1) 起業家コミュニティ形成イベントの企画・運営

- ① 起業イベントを毎月1回程度開催する。実施にあつては、市内に起業家コミュニティの日、場所が定着されるような創意工夫をすること。
- ② 起業イベントは、セミナー、個別相談、相互交流、ワークショップなど、参加動機を高める手法を積極的に検討すること。特に、女性や若者の参加促進に配慮すること。
- ③ イベント時間は概ね4時間以内とする。
- ④ 起業を目指す人などが地域課題に気づき、地域課題を解決するビジネスの展開、ビジネスアイデアを構築するきっかけを与えるイベントとなるよう配慮すること。
- ⑤ イベント当日の参加者の相談に応じるとともに、支援者とのマッチング、支援策の紹介、繋ぎを行うこと。
- ⑥ 個別相談に応じる場合は、参加者1人につき、年1回60分までとし、無料とすること。
- ⑦ イベント参加者に対し、事業に対する感想や評価、意識調査などのアンケート調査を行うこと。

(2) 起業家コミュニティの広報戦略

- ① 市起業支援専用LINEアカウントを取得し、希望者に対して、随時、講座情報、補助金情報、新規起業情報などを発信する。
- ② 情報発信にあつては受託業務のほか、市内あるいは県内イベントも含めて幅広く情報発信をすること。
- ③ LINE上の友達追加機能を活用して、情報受信希望者を募り、登録者の拡大に取り組むこと。
- ④ お問い合わせフォームを掲載し、質問・意見・相談に対応すること。
- ⑤ 新規起業情報を開業者から募り、その情報を発信すること。

(3) 起業支援サポーターの拡大

- ① 起業しやすい環境づくりに協力、貢献しようとする個人、企業、団体を起業支援サポーターとして募り、起業イベント等に参画させること。

(4) その他

- ① 市が行う起業支援業務のほか各種支援機関が実施するイベント等の情報発信、情報共有に積極的に関与すること。
- ② 当市における起業支援施策について、資料及びノウハウ等の提供及び助言するなど連携協力すること。
- ③ 受講者相互の交流を深めるとともに、地域内の起業家や関係団体などとの交流や連携も取り入れること。
- ④ 特に若者や女性が親しみやすく、参加しやすくなるような環境づくりやデザインなどを工夫するとともに標語、造語なども取り入れること。
- ⑤ 原則イベント等の参加料は無料とすること。ただし、テキスト代、昼食代、交流会費等は、実費負担を求められることができる。その場合、あらかじめ委託者と協議すること。

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日

5 業務管理

本業務が適切に運営されていることが確認できるよう、受託者は以下の書類を作成し、提出するとともに、業務状況を共有すること。

(1) 事業実施計画書

本業務を円滑に実施できるよう必要な各工程の基本的方針を定め、計画、準備を行うとともに、事業計画書及び工程表を委託者に提出するものとする。

(2) 進捗報告会議

受託者は本業務の実施状況を報告書にまとめ、協議のうえ実施時期を定めた進捗報告会議を開催すること。

6 再委託の取り扱い

受託者はこの契約における業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ委託者の了承を得た場合には、この限りではない。

7 成果品（実績報告書）の提出・帰属

- (1) 受託者は、業務終了後、速やかに次の成果品を提出すること。

- ① 本業務についての実施報告書・・・・・・2部

② ①の電子データ・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(2) 成果品の納入場所

一関市商工労働部起業支援室

(3) 成果品の帰属

本業務に関する一切の成果は、委託者に帰属するものとする。

(4) 委託金については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

8 その他

(1) 本業務の遂行のために必要となる受託者の人件費、旅費及び印刷製本費その他一切の経費は、委託金に含まれることとする。

(2) 本仕様書に定めがない事項及び作業に関して疑義が生じたときは、委託者と速やかに協議を行い決定するものとし、委託者の指示に従うこと。

(3) 本業務に従事するものは、常に細心の応対及び好感の保持につとめ、不名誉、不適切となるような行為をしてはならない。

(4) 本業務に従事する者は、忠実に業務に専念し業務上知ることのできた秘密は、従事期間及び離職後これを他に漏らしてはならない。

(5) 個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利や利益を侵害することのないよう、別記個人情報取扱特記事項に基づき個人情報を適正に扱うこと。

(6) 事業実施にあたっては、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じるとともに、ウェブ等も活用すること。

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者の情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び死者の情報（以下「個人情報等」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(保有の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得し、又は作成するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者等)

第5 受託者は、この契約による業務における個人情報等の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報管理責任者及び従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ委託者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、本個人情報取扱特記事項に定める事項を適切に実施するよう、従事者を監督しなければならない。

4 従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、本個人情報取扱特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の持出しの禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の承諾)

第9 受託者は、この契約による個人情報等を取り扱う業務については、自ら行うものとし、委託者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受託者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して

処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託したい旨を委託者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受託者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について、具体的に定めなければならない。

5 受託者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理及び監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還)

第10 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は委託者自らが取得し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと、個人情報等の取扱いに従事する者が遵守すべき事項その他個人情報等の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査等)

第12 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の状況について、随時調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の対応)

第13 受託者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。